

食事提供サービス契約書

社会福祉法人 至誠学舎立川（以下「甲」という）と （以下「乙」という）とは、甲乙間の平成 年 月 日付「貸室賃貸借契約」（以下原契約という）に付帯して、以下のとおり食事提供サービス契約（以下「本契約」という）を締結する。

本契約の成立を証する為、本書4通を作成し、甲及び乙、連帯保証人、身元引受人がそれぞれ署（記）名捺印の上、各一通を保有する。但し、連帯保証人と身元引受人が兼務の場合は、本契約証書の作成を3通とし、甲、乙及び連帯保証、身元引受兼務者がそれぞれ署（記）名捺印の上、各一通を保管する。

平成 年 月 日

食事提供人（甲） 住所 東京都立川市錦町6-28-15

氏名 社会福祉法人 至誠学舎立川
常務理事 旭 博之 (印)

食事享受人（乙） 住所

氏名 (印)

連帯保証人 住所

氏名 (印)

身元引受人 住所

氏名 (印)

食事業務委託先

[会社名] 株式会社ニフス

[住 所] 埼玉県川越市笠幡4527番地1

[連絡先] 電話/049-234-8090 FAX/049-234-8091

(食事提供)

第1条 乙は本契約書に従い、甲による食事提供サービスを楽しむこととする。

2. 甲は、一日3食(朝食、昼食、夕食)の食事を乙に提供し、乙はこれを楽しむ。

3. 原則として、食事は同一建物内の福祉施設のラウンジにて楽しむこととする。

但し、乙の希望により甲は乙の入居している部屋に食事を運ぶ方法により、食事サービスを提供することができる。

4. 来客用の食事については、甲に事前に申し込むことにより提供を受けることができる。

(有効期間)

第2条 本契約の有効期間は原契約と同一とし、事由の如何を問わず原契約が終了したときは、本契約も終了する。

(提供時間)

第3条 原則として食事は、以下に記載した時間内に配膳し下膳することとする。

朝食 配膳 7:30~下膳 9:00

昼食 配膳 12:00~下膳 13:00

夕食 配膳 18:00~下膳 19:00

2. 乙の体調不良、病気等の理由により前項の時間内に食事を楽しむできないなどの特別な理由がある場合に限り、甲乙は協議の上時間を変更することができる。

3. 甲は、食事提供時間を建物内の見やすい場所に掲示するものとする。

4. 甲の都合による食事の提供時間の変更があった場合は速やかに乙に報告するとともに、建物内の見やすい場所に変更時間を掲示するものとする。

(申込期間)

第4条 本契約における食事提供の申込期間は週間単位とし、提供開始を希望する1週間前までに所定の用紙にて、管理人に提出することとする。

(キャンセル)

第5条 乙は前々日中までに管理人に通知することにより、1日分の食事をキャンセルすることができる。前日以降のキャンセルはできないものとする。

(食費)

第6条 食費(食事提供サービスの料金)は、入居者1名につき日額1,800円とする尚、乙が乙の意思、又は乙の責めに帰すべき事由により甲の提供した食事を楽しむしなかった場合でも、乙は甲に対しその楽しむしなかった食事につき金銭の返還を請求できないものとする。

2. 乙の希望により乙の入居している部屋内で食事を楽しむ場合は、サービス料として入居者1名につき日額300円を付加するものとする。

3. 乙は、当該食費等(実際に食した食数分)を当月末日に当月分を精算し、甲の指定する方法により支払うものとする。

4. 食事の単価は朝食400円、昼食700円、夕食700円として計算する。

5. 甲が甲の責めに帰すべき事由により乙に食事提供サービスを行えなかった場合、甲は乙に対して該当する食事料金を返還しなければならない。返還の際の振込手数料は甲の負担とする。

6. 来客用の食事については、1食につき800円とし、支払方法については甲の指定する方法により支払うものとする。来客用の食事の申込期限は、定食については1週間前までに申込しなければならない、アラカルトについては2日前までに申し込まなければならないこととする。

(献立)

第7条 毎日の食事の献立は、乙の希望を踏まえて甲が決定する。(「他のサービス利用者との関係その他の事情により、乙の希望に添えない場合もあることを乙は了承する。」)

2. 献立は、1週間単位で乙に書面にて配布するものとする。献立に変更があった場合には速やかに乙に書面にて通知することとする。

(食費の改定)

第8条 甲は物価の上昇、食材費の高騰等により食費が不相当となったときは、食費の増額を請求することができる。

2. 食費の増減をしたときは、速やかに書面

にて乙に通知するものとする。

(通知・承諾事項)

第9条 乙は次の各号に該当する場合、直ちに甲の指定する管理人に通知しなければならない。

- 一. 乙が、本物件を不在にするとき。
- 二. 病気、体調不良などで食事の享受が困難なとき。なお、その際申し出があればお粥を提供する。

(善管注意義務)

第10条 甲は食事の提供について善良な管理者の注意義務をもって乙に提供し、かつ、乙の健康その他体調等を配慮しなければならない。

(債権債務の譲渡の禁止)

第11条 乙は第三者に対して事由の如何にかかわらず本契約に基づく債権債務を譲渡してはならない。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙に対する基本サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、乙の生命・身体・財産に損害が発生し甲の責めに帰すべき事由による場合は、乙に対してその損害を賠償する。

(契約の解除)

第13条 乙が次の各号に該当した場合、甲は本契約を解除することができる。

- 一. 食事の支払いを引き続き2ヶ月分怠ったとき。
- 二. 仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
- 三. 破産の申立を受け、又は自ら申立をなしたとき。
- 四. 賃料の支払いをしばしば遅延し、又はこれに準ずる事由により当該賃貸借契約に関する信頼関係を破壊する程度に至ったと認められるとき。
- 五. 暴力団関係者その他反社会的団体の関係者と判明したとき。
- 六. 犯罪を犯し、逮捕、拘留等で法的な身柄の拘束を受けたとき。

七. 共同生活の秩序を乱す行為をしたとき。

八. その他本契約に違反したとき。

(契約の終了)

第14条 次の事由が発生した場合、契約は終了する。

- 一. 乙が死亡したとき。
- 二. 乙が病気の治療等その他の理由で、90日以上当該賃貸物件を離れたとき、及び離れることが決定した場合。但し、乙が長期に当該賃貸物件を離れる場合でも、乙、または乙の代理人と同賃貸契約の貸主が協議の上、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができる。
- 三. 甲乙間の賃貸借契約が終了した場合。

(連帯保証人)

第15条 連帯保証人は、本契約から生ずる一切の債務を保証し、乙と連帯してこれを履行する責を負うものとする。

2. 契約が更新された場合は連帯保証人の義務・責任も更新され、連帯保証人は引き続き義務・責任を負うものとする。

3. 甲は、連帯保証人が死亡、住所不明もしくは無資力等の事由により保証の責任を果たし得ないと認められたときは、乙に対して、連帯保証人の追加または変更を求めることができ、乙はこれに応じなければならない。

4. 乙が前項の申入れに応じない場合には、甲は乙に対し、直ちに本契約を解除することができる。

(連帯保証人への委任)

第16条 乙に次の号の事由が生じたときは、乙は連帯保証人に対し、甲の乙に対する食費等の督促及び食事提供サービスの解除に関する一切の権限を委任し、連帯保証人はこれを受任する。

- 一. 食事等の支払いを2ヶ月以上滞納したとき。
- 二. 食事等の支払いを度々遅延した場合で、甲の催促によってもその支払いをしないとき。
- 三. 第13条の二、三、六に該当し、契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
- 四. 死亡したとき。

2. 前項の場合、乙は連帯保証人の行った行為に対して一切の不服申し立てをせず、かつ甲及び連帯保証人またはその関係者に対し損害賠償その他何らの請求を行わないものとする。

3. 乙は本契約の存続する限り、第1項の委任を解除することはできず、かつ、乙の死亡または破産によっても終了しないものとする。

(身元引受人)

第17条 身元引受人は、乙が病気、入院、事故、死亡または、判断能力、支払能力の低下もしくは不可能と甲が判断した際の甲との協議、相談、意思決定の責を負うものとする。

2. 身元引受人に死亡、破産、支払停止、成年被後見人、被保佐人、所在不明、その他信用を喪失すべき事由が一つでも生じた場合には、乙は甲に対し速やかにその旨を届け出るとともに、新たに甲の定める基準に適合する身元引受人を立てなければならない。

3. 身元引受人は本契約が更新された場合にも、更新後の契約条件に従い継続して乙の身元引受の責を負うものとする。

4. 契約期間中（更新契約を含む）に身元引受人より一方的に身元引受人の拒絶申し出があっても、乙より新たな身元引受人を立て甲が承認するまで身元引受人はその責を負うものとする。

(秘密保持)

第18条 甲は、業務上知りえた乙、その家族、及び乙の代理人等に関する秘密、個人情報については、乙、又は他の入居者の生命、身体、財産等に危険があるなど正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後においても第三者に漏らすことはできない。

2. 予め文書により乙又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができる。

(専属的合意管轄裁判所)

第19条 本契約に関する紛争については東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第20条 本契約に定めのない事項及び本契約の規定の解釈について疑義が生じた場合には、甲及び乙は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(その他)

第21条 本契約は、原契約の貸室賃貸借契約が有効であることが前提となる。賃貸借契約が終了した場合、本契約も賃貸借契約終了日と同日に、当然に終了する。